

浜岡原子力発電所 1、2 号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物の クリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について

2018 年 11 月 29 日

当社は、2017 年 10 月 17 日、原子炉等規制法(注 1)に基づき、浜岡原子力発電所 1、2 号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注 2)適用に係る放射能濃度の測定・評価方法および管理方法についての認可申請書(以下、「クリアランス制度適用に係る認可申請書」という。)を原子力規制委員会に提出しました。(2017 年 10 月 17 日お知らせ済み)

本日(11 月 29 日)、クリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について取りまとめ、原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

【主な補正内容】

1 クリアランス対象物(注 3)の申請量の見直し

クリアランス対象物の申請量を、推定量から最大量に見直します。これに伴い、クリアランス対象物の申請量を約 6,900 トンから約 7,700 トンに見直します。

2 放射能濃度を評価する核種の追加

クリアランス制度を適用するために放射能濃度を評価する核種を、経済産業省が制定した「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」で指定されている 10 核種(注 4)としておりましたが、クリアランス対象物に含まれる核種の割合を考慮し、より正確に評価するため自主的に炭素(C-14)を追加します。

今後、今回提出した補正内容も含め、原子力規制委員会において、引き続き審査がおこなわれます。

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注 2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて
低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」
とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定め
る基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することが
できます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注 3 クリアランス対象物は、分別・除染により放射性物質として扱う必要がなくなるものです。

注 4 「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(制定 平成 17・11・30 原院第 6 号、
改正 平成 23・06・20 原院第 4 号)では、放射能濃度を評価する核種として、10 核種(トリチウム
(H-3)、マンガン(Mn-54)、コバルト(Co-60)、ストロンチウム(Sr-90)、セシウム(Cs-134、
Cs-137)、ユウロピウム(Eu-152、Eu-154)、プルトニウム(Pu-239)、アメリシウム(Am-241))が
指定されている。

以 上